○大隅肝属広域事務組合施設管理運営検討委員会条例

令和４年２月３日

大隅肝属広域事務組合条例第２号

大隅肝属広域事務組合施設管理運営検討委員会条例

（設置）

第１条　大隅肝属広域事務組合が所有する施設の適正な管理運営について必要に応じて検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合施設管理運営検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（対象施設）

第２条　委員会の対象となる施設は、次のとおりとする。

(1) 肝属地区清掃センター（熱回収施設及びリサイクルセンター）

(2) 肝属地区鹿屋最終処分場

(3) 肝属地区大根田最終処分場

(4) 火葬場きもつき苑

(5) その他管理者が必要と認める施設

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、管理者に報告する。

(1) 施設管理運営形態に関すること。

(2) 管理運営における入札、契約方法等に関すること。

(3) 施設の工事及び大規模修繕等の計画や実施に関すること。

(4) その他適正な管理運営の実施にむけた必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、委員16人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 知識経験又は実務経験を有する者（専門家）

(2) 構成市町の副市長、副町長（副市町長が欠けている場合は、当該市町の首長が指名する職員）

(3) 大隅肝属広域事務組合議会議員（議会選出議員、各市町１人）

(4) その他管理者が適当と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、１年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。ただし、大隅肝属広域事務組合が公表した情報については、この限りでない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、大隅肝属広域事務組合環境衛生課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　大隅肝属広域事務組合執行機関の附属機関設置条例（平成25年大隅肝属広域事務組合条例第10号）は、廃止する。

３　大隅肝属広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）